

大阪市の情報公開

(平成 27 年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課 (情報公開グループ)

目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	2
5	出資等法人の情報公開の状況	5
6	市民情報プラザの運用状況	5
7	制度の概要	6

1 公開請求の状況

(1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）[表 1 参照]

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、下記2(1)アの決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成27年度の公開請求件数は1,988件となっており、平成26年度(2,971件)と比較して約3分の2に減少(983件(33.1%))しているものの、依然として多数の公開請求(約2,000件)がなされています。

請求方法別では、件数の多いものから順に、ファクシミリ679件(34.2%)、窓口621件(31.2%)、インターネットを利用した電子申請617件(31.0%)、郵送71件(3.6%)となっています。

請求者別では、個人による請求件数が1,060件(53.3%)、個人以外による請求件数が928件(46.7%)となっています。

(2) 分野別の請求状況 [表 2 及び表 3 参照]

分野別の請求状況をみると、「道路・土地」の分野が493件(24.8%)と最も多く、次いで「上下水道」の分野が212件(10.7%)、「教育」の分野が191件(9.6%)となっています。

2 公開請求に対する決定等の状況

(1) 決定状況

ア 年度別の決定状況 [表 4 参照]

決定件数は、上記1(1)の公開請求件数から下記(3)の情報提供による対応をしたもの等を除いたあと、公開請求に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

※1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成27年度の決定件数は1,494件となっており、平成26年度(1,970件)と比較して476件(24.2%)減少しています。

また、公開請求却下決定を行った14件のうち、権利の濫用を理由として却下された件数は11件となっています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

[公開請求の内容及び処理状況]

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0-0.html>

イ 公開率 [表 4 参照]

公開率は98.9%となっており、平成26年度(98.0%)と比較して0.9ポイント上昇しています。

公開率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近5年度間を通じての公開率は98.2%となっています。

※公開率の算出方法

公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

ウ 実施機関別の決定状況 [表 5 及び表 6 参照]

実施機関別の決定件数としては、建設局が 531 件（35.5%）と最も多く、次いで教育委員会 143 件（9.6%）、福祉局 94 件（6.3%）となっています。

特徴としては、建設局については、大阪市認定道路区域線調査図に関する請求が多いことが挙げられます。

(2) 非公開理由別の内訳 [表 7 参照]

非公開理由としては、「第 7 条第 1 号 個人情報」が 503 件（59.0%）と最も多く、次いで「第 7 条第 2 号 法人等情報」が 266 件（31.2%）となっています。

この合計は 769 件（90.3%）であり、第 7 条第 1 号及び第 2 号が非公開理由の 9 割以上を占めています。

(3) 情報提供による対応状況 [表 8 参照]

平成 27 年度の公開請求件数 1,988 件のうち、717 件（36.1%）について情報提供により対応しています。なお、情報提供対応率については、直近 3 年度間で概ね 40%前後で推移しています。

情報提供は、請求者（市民）の方にとって、求める情報を速やかに入手することができ、本市としては公開請求に係る事務処理の負担を軽減することができるなど、双方にとってメリットがあり、引き続き、情報提供について周知を図り、積極的な活用に努めます。

3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

平成 27 年度において、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 132 件であり、過年度から繰越している諮問件数 366 件との合計は 498 件です。

平成 27 年度は、審査会から 28 件の答申（答申第 389 号から第 416 号まで）が出され、433 件の不服申立てが処理されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 20 件、原決定で非公開とした情報を公開すべきと判断されたものは 3 件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは 3 件でした。

平成 27 年度の答申の状況は、15 ページ「平成 27 年度答申一覧」のとおりです。各答申については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 10 件あり、平成 27 年度末の残諮問件数（平成 28 年度に繰越される件数）は 55 件あります。

また、残諮問件数 55 件のうち、平成 23 年度に諮問されたものが 1 件、同じく平成 25 年度 10 件、平成 26 年度 8 件、平成 27 年度 36 件であり、上記のとおり、433 件の不服申立てを処理したことにより、平成 26 年度末の残諮問件数 366 件（平成 23 年度：5 件、平成 24 年度 2 件、平成 25 年度：142 件、平成 26 年度：217 件）に比して大幅に改善しています。

今後とも、迅速かつ効率的な審査会運営に努めます。

4 審査会答申の状況 [「平成 27 年度答申一覧」参照]

平成 27 年度に審査会が行った不服申立てに対する答申のうち、特徴的な事例として次の答申が挙げられます。

[答申第 403 号]

審査会は、次のアからウの理由により実施機関が本件決定で公開しないこととした部分を公開すべきであると判断しています。

ア 審査会において本件文書を見分したところ、実施機関が主張するように、本件文書が実施機関の職員とサンフランシスコ市の職員（以下「当該サンフランシスコ市幹部」という。）の間の信頼関係に基づき、当該サンフランシスコ市幹部の個人的な見解を述べるものである旨の記載はあるものの、その内容そのものは、単に当該サンフランシスコ市幹部の私人としての立場による個人的な見解を述べるに留まるものではなく、大阪市長の訪問を受ける海外の自治体の職員としての公的な立場により、その職務に関するものとして、実施機関の職員へ送信したものであると認められるものであった。

本件文書のこのような態様を踏まえると、仮に本件文書が条例第 7 条第 1 号ただし書ウに規定する公務員等が作成及び送信したものであれば、実施機関における通例として、本件非公開部分のうち標題を除く部分は公開されるものとして扱われるべきであることは言うまでもない。

本件においては、当該サンフランシスコ市幹部が一定の役職を有する者であることや、海外の自治体の職員が作成した公文書が当該自治体の情報公開の規定により公開され得ることもあわせ踏まえると、作成及び送信した者が海外の自治体の職員であって条例第 7 条第 1 号ただし書ウに規定する公務員等に該当しないことのみをもって本件非公開部分のうち標題を除く部分を非公開とすべきであると判断することは相当ではなく、本件非公開部分のうち標題を除く部分は条例第 7 条第 1 号ただし書アにいう「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、本邦の公務員等の場合と同様に公開すべきである。

イ 本件文書は、当該サンフランシスコ市幹部が実施機関とサンフランシスコ市の間の姉妹都市交流事業において、大阪市長の訪問を受ける海外の自治体の職員としての公的な立場により、その職務に関するものとして、実施機関の職員へ送信したものに過ぎず、また、事後的にはとはいえ、実施機関のサンフランシスコ市訪問の中止に関する住民訴訟の裁判において、実施機関が大阪地方裁判所に対して、本件非公開部分のうち当該サンフランシスコ市幹部の氏名及びこれを識別することができる情報を除く部分を公開した上で本件文書を証拠として提出していることもあわせ踏まえると、これを公開したとしても、実施機関の姉妹都市交流事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであるとまでは認められない。

ウ 条例第 7 条第 3 号の規定によると、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることが求められるところ、上記イを踏まえると、本件非公開部分が条例第 7 条第 3 号に該当する合理性があるとまでは認められない。

[答申第 409 号]

審査会は、次のア及びイの理由により本件各決定は妥当であると判断しています。

ア 公開請求権の濫用について

公開請求権は、公開請求者が求める情報を請求する権利として尊重されるべきものではあるが、権利の行使とはいえ、常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、たとえば、公開請求の趣旨、内容その他諸般の事情から、公開請求の目的が、条例の趣旨から著しく乖離した不適正なものであることが一見して明白である場合など、当該公開請求が著しく不適正なものであると明らかに認められるときは、条例上、規定は設けられていないが、権利濫用に関する一般法理を適用することにより不適法な請求として却下できると解するのが相当である。（条例第4条参照）

もつとも、権利濫用の法理により公開請求を却下することは、条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用にあたっては公開請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。

イ 本件各請求の権利濫用該当性について

(ア) 審査会において確認したところ、本件各請求について、次の事情等が認められた。

A 異議申立人は、平成26年2月以降、家族の後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求が認められなかったことなどにより、大阪市阿倍野区役所の事業等に対して、177件にのぼる本件各請求及び「市民の声」の制度を頻繁に利用したり、阿倍野区役所に対して執拗に架電し、複数回かつ長時間にわたり、罵声・暴言を阿倍野区役所職員に繰り返す行為を行っていた。

そのため、本市職員においては、相手方に対応せざるを得なくなり、複数の本市職員の業務遂行権が著しく侵害されていた。

さらに、異議申立人は、阿倍野区政運営全般に対しても強い不満を持ち「おまえ後ろから刺すぞ」、「自分らの娘やこどもを刺しに行ったらええんやな」、「腹立ったら自分らのところ爆破するとかいうて解決するしかないということやねん」などの不穏当な言動もしており、何かの契機で不測の事態が起ることも考えられた。

これらのことから、平成26年6月17日に大阪地方裁判所に、仮処分命令の申立てを行い、同年7月16日に「（異議申立人）は、大阪市職員に対し、電話対応若しくは面談を強要し、大声を出し、罵声を浴びせ、又は脅迫をしない。」等の和解条項のもと、和解が成立した。

しかしながら、和解後も異議申立人から阿倍野区役所に対しての架電があったため、同年8月5日に弁護士から警告書が異議申立人に送付されている。

B 上記Aに記載の異議申立人の発言を受け、実施機関の職員が警察に被害届を提出していること

C 異議申立人は、本市職員への電話の中で、「この7万7000円損した分（家族の後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額）は、嫌がらせで儲けるといのが基本やね」、「溜飲を下げるのは、もういうたら自分らのことはしつこく公文書公開条例でやっていかな仕方ないということやね」、「7万円分（情報公開請求と市民の声で）遊ばしてもうたらええということやな」などと発言している。

D 本件各請求が上記 A に記載の異議申立人の発言から約 3 か月間の間に合計 177 件と、短期間に集中的にかつ大量になされていること

E 本件各請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料の差額金返還請求に関する異議申立人の主張に留まらず、実施機関及び実施機関の職員を名指しで誹謗中傷する記載があり、真に公文書の公開を求める趣旨でなされたとは到底解することができないものが多数存在すること

(イ) 上記(ア)の事情等を総合的に勘案すると、本件各請求は、もはや条例の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、公開請求権の濫用に該当すると認められる。

5 出資等法人の情報公開の状況

出資等法人における情報公開については、条例第 34 条により規定されており、特に本市の出資等比率が 50% 以上である法人等については、同条第 2 項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、各出資等法人では情報公開要綱を制定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用することとされています。

決定状況等 [表 10 及び表 11 参照]

平成 27 年度において公開申出の対象となった出資等法人及びその決定件数は 3 法人 5 件となっています。

公開率は 80.0% となっており、平成 26 年度 (66.7%) と比較して 13.3 ポイント上昇しています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{※公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎 1 階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料のコピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売なども行っています。

(1) 利用状況 [表 12 参照]

平成 27 年度の利用者数は延べ 21,322 人となっており、平成 26 年度（延べ 25,448 人）と比較して 4,126 人（16.2%）減少しています。

(2) 有償刊行物の販売状況 [表 13 参照]

平成 27 年度の販売数は 72 点となっており、平成 26 年度（276 点）と比較して大幅に（204 点（73.9%））減少していますが、これは、これまで販売数が多かった「2000 大阪市地形図（白図）（区別）1/1 万」などが、平成 26 年度末で販売終了となったことによるものです。

(3) 行政資料配架状況 [表 14 参照]

平成 27 年度末の配架数は 5,609 点となっており、平成 26 年度 (5,649 点) と比較してわずかに減少 (40 点 (0.7%)) しています。

7 制度の概要

(1) 情報公開制度の意義

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21 世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和 63 年 7 月 1 日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例 (平成 13 年大阪市条例第 3 号) を制定し、平成 13 年 4 月 1 日 (出資等法人の規定については、同年 10 月 1 日) から施行しました。

また、本市の情報公開制度をより一層充実させていくため、平成 17 年 5 月には、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 18 年 3 月には、本市が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 25 年 9 月には、大阪市土地開発公社の清算の終了、平成 26 年 12 月には、大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、さらに平成 28 年 3 月には、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な内容とする条例改正を行いました。

(2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の 2 原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報 の最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最

大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関（情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項）

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長）及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（公立大学法人大阪市立大学、地方独立行政法人大阪市立工業研究所、地方独立行政法人大阪市民病院機構）並びに大阪市住宅供給公社。

イ 公文書（条例第2条第2項）

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者（条例第5条）

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎1階）で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

オ 公開請求に対する決定（条例第10条から第12条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について44日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第7条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

(ア) 個人情報

(イ) 法人等情報

(ウ) 任意提供情報

(エ) 審議・検討・協議情報

(オ) 事務事業遂行情報

(カ) 公共の安全・秩序維持情報

(キ) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第9条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手続（条例第13条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

ケ 費用負担（条例第 16 条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 審査請求（条例第 16 条の 2 から第 30 条まで）

公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

サ 情報提供施策等の充実（条例第 31 条関係）

(ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

(イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（条例第 32 条関係）

(ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。

(イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合には、非公開情報を公開しない方法により、情報提供を行うものとしています。

(ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手続を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開（条例第 34 条関係）

(ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者の情報公開（条例第 34 条の 2 関係）

(ア) 本市の公の施設の指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5) 情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

昭和 62 年 4 月 「大阪市情報公開懇談会」を設置

昭和 62 年 11 月 「情報公開制度についての提言」を市長に提出

昭和 63 年 4 月 「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和 63 年 7 月施行）

平成 10 年 8 月 市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」について諮問

平成 11 年 10 月 「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」

平成 12 年 7 月	「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答申 ※答申までに、27 回の審議（うち公開審議 9 回）を行う。
平成 13 年 3 月	大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決
平成 13 年 3 月	「大阪市情報公開条例」を公布（平成 13 年 4 月施行（出資等法人については、同年 10 月施行））
平成 14 年 9 月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 14 年 10 月施行）
平成 16 年 3 月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 16 年 4 月施行）
平成 17 年 3 月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 17 年 4 月施行）
平成 17 年 5 月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
平成 18 年 3 月	本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月施行）
平成 23 年 2 月	特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月施行）
平成 25 年 9 月	大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月施行）
平成 26 年 12 月	大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月施行）
平成 28 年 3 月	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 28 年 4 月施行）

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	791	26.5	782	26.3	621	31.2
郵 送	76	2.5	218	7.3	71	3.6
ファクシミリ	642	21.5	857	28.8	679	34.2
電子申請	1,478	49.5	1,114	37.5	617	31.0
合 計	2,987		2,971		1,988	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	1,887	63.2	1,693	57.0	1,060	53.3
個人以外	1,100	36.8	1,278	43.0	928	46.7
合 計	2,987		2,971		1,988	

表 2 分野別の請求件数

分 野	平成25年度	平成26年度	平成27年度
道 路 ・ 土 地	584	586	493
上 下 水 道	294	315	212
教 育	167	168	191
福 祉	155	251	137
防 災	81	98	107
保 健 ・ 医 療	88	125	102
都 市 計 画	32	94	100
環 境 ・ 衛 生	113	71	83
河 川 ・ 港 湾	53	66	59
産 業 ・ 経 済	25	37	52
議 案	58	222	50
交 通	54	125	49
地 域 振 興	62	82	39
公 園 ・ 緑 地	83	40	36
建 築	69	22	21
戸 籍 ・ 住 民 情 報	16	11	5
そ の 他	1,053	658	252
合 計	2,987	2,971	1,988

表 3 分野別の請求具体例

分 野	請求具体例
道 路 ・ 土 地	大阪市認定道路区域線調査図、公共基準点及び道路基準点網図、大阪市道路現況平面図（台帳図）
上 下 水 道	国有水路明示図、水路敷境界確定明示指令書
教 育	市立中学校の定期テストの問題、解答用紙及び模範解答

表 4 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存 否 応答拒否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
平成23年度	1,779	690	619	16	448	6	0	0	98.8
平成24年度	1,916	838	612	35	385	13	22	11	97.6
平成25年度	1,865	774	581	32	208	18	227	25	97.7
平成26年度	1,970	796	466	26	188	256	144	94	98.0
平成27年度	1,494	543	585	12	335	5	11	3	98.9
直近5年度計	9,024	3,641	2,863	121	1,564	298	404	133	98.2

※ 1 公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

※ 2 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表5 実施機関別決定件数（平成27年度）

実施機関名	決定件数	決定の状況						
		公開	部分公開	全部非公開	不存在による非公開	存否応答拒	公開請求却下	
							権利濫用	その他
大阪府市大都市局	12	7	5	0	0	0	0	0
市政改革室	1	0	0	0	1	0	0	0
人事室	31	7	13	1	8	0	1	1
北区役所	75	10	39	0	25	0	0	1
都島区役所	7	0	4	0	3	0	0	0
福島区役所	8	2	3	0	3	0	0	0
此花区役所	11	3	4	0	4	0	0	0
中央区役所	12	1	7	0	4	0	0	0
西区役所	16	2	7	0	7	0	0	0
港区役所	12	3	7	0	2	0	0	0
大正区役所	8	0	5	0	3	0	0	0
天王寺区役所	12	2	6	0	4	0	0	0
浪速区役所	7	2	2	0	3	0	0	0
西淀川区役所	7	0	4	0	3	0	0	0
淀川区役所	11	2	6	0	3	0	0	0
東淀川区役所	9	0	6	0	3	0	0	0
東成区役所	8	2	3	0	3	0	0	0
生野区役所	22	2	11	0	3	0	6	0
旭区役所	11	1	6	0	4	0	0	0
城東区役所	8	0	6	0	2	0	0	0
鶴見区役所	11	0	7	0	4	0	0	0
阿倍野区役所	7	1	3	0	3	0	0	0
住之江区役所	11	4	4	0	3	0	0	0
住吉区役所	13	1	9	0	3	0	0	0
東住吉区役所	9	2	4	0	3	0	0	0
平野区役所	10	3	4	0	3	0	0	0
西成区役所	10	1	2	0	7	0	0	0
政策企画室	28	6	8	0	14	0	0	0
危機管理室	1	0	0	0	1	0	0	0
経済戦略局	9	2	6	1	0	0	0	0
中央卸売市場	3	0	0	0	3	0	0	0
総務局	57	15	23	1	17	0	1	0
市民局	28	8	11	0	7	1	1	0
財政局	18	2	12	1	3	0	0	0
契約管財局	10	1	8	0	1	0	0	0
都市計画局	9	0	4	0	4	0	1	0
福祉局	94	23	44	0	25	1	1	0
健康局	43	3	36	0	4	0	0	0
こども青少年局	10	1	7	0	2	0	0	0
環境局	24	2	19	0	3	0	0	0
都市整備局	11	1	3	2	5	0	0	0
建設局	531	371	138	0	21	1	0	0
港湾局	1	0	0	0	1	0	0	0
会計室	1	0	0	0	1	0	0	0
小計	1,237	493	496	6	226	3	11	2
教育委員会	143	25	31	4	83	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	1	0	2	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	6	2	3	0	1	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
交通局長	31	3	8	2	15	2	0	1
水道局長	17	14	1	0	2	0	0	0
消防長	50	3	42	0	5	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学	1	0	0	0	1	0	0	0
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪市住宅供給公社	4	1	3	0	0	0	0	0
合計	1,494	543	585	12	335	5	11	3

※ 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表6 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市長	大阪府市大都市局	—	—	2	48	12	
	市政改革室	3	16	1	3	1	
	人事室	—	87	30	23	31	
	北区役所	11	5	9	12	75	
	都島区役所	8	6	5	0	7	
	福島区役所	7	5	6	5	8	
	此花区役所	9	4	5	7	11	
	中央区役所	5	7	5	5	12	
	西区役所	11	9	9	7	16	
	港区役所	8	7	5	8	12	
	大正区役所	5	3	4	1	8	
	天王寺区役所	11	5	7	13	12	
	浪速区役所	5	4	10	6	7	
	西淀川区役所	6	6	5	1	7	
	淀川区役所	11	5	9	11	11	
	東淀川区役所	9	3	7	3	9	
	東成区役所	7	3	4	3	8	
	生野区役所	12	118	60	150	22	
	旭区役所	8	10	7	12	11	
	城東区役所	7	6	12	2	8	
	鶴見区役所	5	11	5	6	11	
	阿倍野区役所	8	7	190	13	7	
	住之江区役所	14	7	11	8	11	
	住吉区役所	88	76	17	8	13	
	東住吉区役所	9	6	8	6	9	
	平野区役所	16	17	9	11	10	
	西成区役所	20	20	7	262	10	
	政策企画室	47	55	11	3	28	
	危機管理室	0	1	1	3	1	
	経済戦略局	—	—	19	0	9	
	中央卸売市場	—	—	—	—	3	
	総務局	42	65	99	77	57	
	市民局	75	65	40	85	28	
	財政局	8	21	15	29	18	
	契約管財局	16	13	13	4	10	
	都市計画局（旧 計画調整局）	85	80	37	16	9	
	健康福祉局	福祉局	184	149	94	121	94
		健康局		48	56	31	43
	こども青少年局	10	19	17	17	10	
	環境局	70	24	59	47	24	
	都市整備局	271	86	33	13	11	
	建設局	390	499	613	635	531	
	港湾局	6	6	10	1	1	
	会計室	0	0	1	0	1	
	行政委員会事務局	0	0	0	2	0	
	都市制度改革室	—	0	—	—	—	
	情報公開室	30	—	—	—	—	
ゆとりとみどり振興局	40	22	—	—	—		
経済局	14	15	—	—	—		
小計		1,591	1,621	1,567	1,718	1,237	
教育委員会		78	86	130	87	143	
選挙管理委員会		0	4	1	1	4	
人事委員会		0	2	2	2	0	
監査委員		0	6	5	2	6	
農業委員会		0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	6	0	
交通局長		12	18	9	15	31	
水道局長		48	101	80	67	17	
消防長		29	21	46	45	50	
公立大学法人大阪市立大学		13	38	1	2	1	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	0	2	1	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構		—	—	—	11	1	
大阪市住宅供給公社		3	6	9	7	4	
病院局長		4	10	13	6	—	
大阪市道路公社		0	0	0	0	—	
大阪市土地開発公社		1	3	0	—	—	
合計		1,779	1,916	1,865	1,970	1,494	

※1 大阪市土地開発公社については、平成25年9月までの件数

※2 病院局長については、平成26年9月までの件数

※3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

※4 大阪市道路公社については、平成26年12月までの件数

表 7 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第 7 条 第 1 号 個人情報	524	393	503
第 7 条 第 2 号 法人等情報	381	284	266
第 7 条 第 3 号 任意提供情報	11	5	0
第 7 条 第 4 号 審議・検討・協議情報	10	17	8
第 7 条 第 5 号 事務事業遂行情報	178	87	43
第 7 条 第 6 号 公共の安全・秩序維持情報	26	18	20
第 7 条 第 7 号 法令秘情報	19	22	12

※1件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 8 年度別情報提供対応件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公開請求件数	2,987	2,971	1,988
うち情報提供対応件数	1,327	1,160	717
情報提供対応率(%)	44.4	39.0	36.1

※情報提供対応率=情報提供対応件数/公開請求件数×100

表 9-1 不服申立ての状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
過年度繰越件数	17	90	255	319	366
新規件数	95	304	289	290	132
諮問件数	112	394	544	609	498
処理件数	22	137	127	242	433
(答申数)	(22)	(21)	(32)	(22)	(28)
取下げ件数	0	2	98	1	10
年度末 残諮問件数	90	255	319	366	55

表 9-2 平成 27 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
残諮問件数	1	0	10	8	36	55

[平成 27 年度答申一覧]

平成 27 年 5 月 1 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第389号	定期調査報告書・消防用設備等点検結果報告書等	公開 部分公開 非公開 公開請求拒否 公開請求却下	不服申立てを棄却すべきである
第390号	定期調査報告書・消防用設備等点検結果報告書等	公開請求却下	原決定妥当

平成 27 年 6 月 1 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第391号	職員配置案	非公開	原決定妥当
第392号	小学校保健室に関する調査・指導等	公開請求拒否	原決定妥当
第393号	昇降機設備工事に係る見積書等（都市整備局案件）	非公開	原決定妥当
第394号	昇降機設備工事に係る見積書等（水道局案件）	非公開	原決定妥当

平成 27 年 8 月 21 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第395号	公益通報関係書類（生野区）	非公開	原決定一部取消し（非公開とした情報の一部を公開すべき）
第396号	応募事業者の提案書類（交通局）	非公開	原決定取消し（非公開とした情報を公開すべき）
第397号	応募事業者の提案書類（教育委員会事務局）	非公開	原決定取消し（非公開とした情報を公開すべき）
第398号	公益通報関係書類（総務局）	部分公開	原決定妥当
第399号	道路占用申請手数料に係る規定等	不存在による 非公開	原決定妥当
第400号	顔面神経麻痺関係資料一式・病院局から発信された文書に関する責任の所在を示す文書	不存在による 非公開	原決定妥当
第401号	中間支援組織議事録	不存在による 非公開	原決定妥当

平成 27 年 10 月 22 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第402号	答申第289号他論点整理表・答申案	非公開	原決定妥当
第403号	サンフランシスコ市からのメール	部分公開	原決定取消し（非公開とした情報を公開すべき）
第404号	サンフランシスコ市からのメールの翻訳文	不存在による非公開	原決定妥当
第405号	舗装補修道路工事関係書類	不存在による非公開	原決定妥当
第406号	道路境界明示申請書等	部分公開	原決定一部取消し（非公開とした情報の一部を公開すべき）

平成 27 年 12 月 22 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第407号	後援名義使用承認申請書	部分公開	原決定一部取消し（非公開とした情報の一部を公開すべき）
第408号	建物建築に係る書類	不存在による非公開	原決定妥当

平成 28 年 3 月 13 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第409号	阿倍野区権利濫用却下決定	公開請求却下	原決定妥当
第410号	環境局事情聴取関係書類	不存在による非公開 部分公開	原決定妥当
第411号	運営指導員養成講座選考判定結果の合否判定表等	不存在による非公開	原決定妥当

平成 28 年 3 月 26 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第412号	不適法な公開請求に対する却下	公開請求却下	原決定妥当
第413号	特定すべき公文書が存在しないことが明白であるもの	公開 不存在による非公開	原決定妥当
第414号	特定すべき公文書が存在しないことが明白であるもの	不存在による非公開	原決定妥当
第415号	不適法な異議申立て	部分公開	異議申立ては却下すべきである
第416号	権利濫用却下	公開請求却下	原決定妥当

表 10 年度別の決定状況（出資等法人）

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)	異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開申出却下			
							権利濫用	その他		
平成23年度	8	3	4	1	0	0	0	0	87.5	0
平成24年度	6	3	1	0	2	0	0	0	100.0	0
平成25年度	15	0	10	4	1	0	0	0	71.4	0
平成26年度	9	3	3	3	0	0	0	0	66.7	1
平成27年度	5	2	2	1	0	0	0	0	80.0	0

※ 公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

表 11 出資等法人別決定件数（平成 27 年度）

法人名	決定件数	決定の状況							異議申出件数
		公開	部分公開	全部公開	不存在による非公開	存否応答拒否	公開申出却下		
							権利濫用	その他	
大阪市男女共同参画のまち創生協会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
湊町開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市環境保健協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市救急医療事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪城ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際経済振興センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市博物館協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪科学振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア太平洋トレードセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市技術センター	1	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリスタ長堀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港木材倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港トランスポートシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪シティバス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪メトロサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪水道総合サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市教育振興公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際平和センター	3	1	1	1	0	0	0	0	0
合計	5	2	2	1	0	0	0	0	0

表 12 市民情報プラザの利用状況

（単位：延べ人数）

	利用者数	窓口対応	電話対応	みおネット	ビデオ
平成25年度	30,045	4,816	1,035	808	18
平成26年度	25,448	2,943	718	—	5
平成27年度	21,322	3,794	881	—	9

※みおネットは、平成26年3月31日をもって利用終了

表 13 有償刊行物の販売状況

No.	刊行物名	販売数			参 考	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	担当	頒布価格 (円)
1	大阪市総合計画（平成17年12月）	21	7	7	政策企画室	820
2	データでみる大阪のすがた（平成17年度版）	4	6	4	政策企画室	870
3	カタカナ語使用の手引（平成12年4月）	2	7	0	総務局	270
4	大阪市公文書館研究紀要（第14～19号）	0	0	0	総務局	790
5	大阪市公文書館研究紀要（第20号）	0	1	2	総務局	820
6	大阪市公文書館研究紀要（第21号）	2	6	1	総務局	490
7	大阪市公文書館研究紀要（第22号）	1	2	0	総務局	630
8	大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー	2	1	0	都市計画局	7,000
9	大阪市建物用途別土地利用現況図（区別版）／ 2005（バラ） 1/1.4万	55	0	—	都市計画局	210
10	大阪市建物用途別土地利用現況図（区別版）／ 2005（製本） 1/1.4万	0	0	—	都市計画局	4,390
11	大阪市建物用途別土地利用現況図／2005（メッ シュ線有） 1/2.5万	2	1	—	都市計画局	1,850
12	大阪市建物用途別土地利用現況図／2005（メッ シュ線無） 1/2.5万	1	0	—	都市計画局	1,850
13	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（行政区 別）（バラ） 1/1万	7	11	—	都市計画局	500
14	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（区別製本 版） 1/1万	0	0	—	都市計画局	8,000
15	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（全市版） 1/2.5万	0	0	—	都市計画局	2,500
16	大阪市メッシュ別建物容積率図(2001) 1/2.5万	0	0	—	都市計画局	1,000
17	2000大阪市地形図（白図）（区別） 1/1万	145	154	—	都市計画局	200
18	大阪市メッシュ番号図（メッシュ線有） 1/2.5万	2	0	—	都市計画局	500
19	大阪市メッシュ図（メッシュ線無） 1/2.5万	17	3	—	都市計画局	500
20	人口集中地区図1960～2005 1/10万	1	0	—	都市計画局	2,630
21	大阪市常住人口密度図（2005） 1/2.5万	1	0	—	都市計画局	1,580
22	2001大阪市従業人口密度図 1/2.5万	1	0	—	都市計画局	900
23	大阪市メッシュ別地価ランク図（2007） 1/2.5万	1	0	—	都市計画局	1,580
24	大阪市メッシュデータ集（17）	0	1	—	都市計画局	1,600
25	大阪市メッシュデータ集（20）	0	0	—	都市計画局	1,600
26	大阪市メッシュデータ集（21）	0	1	—	都市計画局	500
27	大阪の経済	37	47	45	経済戦略局	1,000
28	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 春編 鶴見緑地	1	3	2	経済戦略局	100
29	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 夏編 鶴見緑地	1	3	2	経済戦略局	100
30	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 秋編 鶴見緑地	1	3	2	経済戦略局	100
31	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 冬編 鶴見緑地	1	3	2	経済戦略局	100
32	大阪市環境白書（22年版） 冊子版	0	0	0	環境局	550
33	大阪市環境白書（22・23年版） CD-ROM	0	0	0	環境局	290
34	都市問題研究	34	16	5	政策企画室	650
合 計		340	276	72		

※1 No.3については、平成27年5月18日付けで販売を終了している。

※2 No.9～26については、平成27年3月末日付けで販売を終了している。

表 14 市民情報プラザにおける配架資料数

	合 計
平成25年度	5,626
平成26年度	5,649
平成27年度	5,609

※各年度末（3月31日）時点